

下関市監査委員公表第15号  
令和元年（2019年）7月17日

地方自治法第199条第4項の規定に基づく定期監査を実施し、その結果に関する報告を下記のとおり決定したので、同条第9項の規定により公表する。

下関市監査委員 小 野 雅 弘  
同 大 賀 一 慶  
同 関 谷 博  
同 亀 田 博

記

1 監査の対象

部局等	監査対象課所室等
菊川総合支所	地域政策課、市民生活課、建設農林課
教育委員会教育部	菊川教育支所

2 監査の範囲

平成30年4月1日から平成31年3月31日までににおける財務に関する事務の執行

3 監査の方法

諸帳簿その他の関係書類の調査、現地での確認及び関係職員への聞き取りにより行った。

4 監査の期間

令和元年5月1日から令和元年6月28日まで

5 監査の結果

財務に関する事務は、改善が必要な事項や制度的な検討が必要と思われる事項が見受けられたものの、おおむね適正に処理されていた。

6 指摘事項及び意見

改善が必要な事項は、次の「指摘事項」とおりである。また、制度的な

検討が必要と思われる事項は、「意見」のとおりである。

菊川総合支所 地域政策課	
	[指摘事項] なし
	[意見] なし
菊川総合支所 市民生活課	
	[指摘事項] <p>(1) 温泉管漏水修繕工事の契約事務が工事の施行後の日付で行われていた。当該修繕工事を施行するために受けた道路占用許可の期間（平成30年4月23日から平成30年5月23日まで）と業者に指示した履行期間（平成30年6月5日から平成30年6月11日まで）とが整合していないため、菊川総合支所市民生活課にその理由を確認したところ、緊急の修繕工事が必要であったことから、書面による意思決定を経ずに業者を選定し、道路占用許可の期間中に施行した後に、後追いで契約に関する書類を作成したためと判明した。このような後追いの事務では、相手方の選定や契約額の決定が適正に行われたか疑義が生じるおそれがあり、現に当該修繕工事では、施行前の時点で契約額が決定されていたか確認できなかった。また、業務完了報告書の業務の期間が空白であるなど、契約の適正な履行の確認が十分なされたとはいえない。本市の予算規則、契約規則等の関係規程に基づき、適正に事務処理されたい。</p>
	[意見] なし
菊川総合支所 建設農林課	
	[指摘事項] <p>(1) 条件付き一般競争入札により契約を締結した「デジタル複合機賃貸借業務（以下「賃貸借契約」という。）」及び随意契約により契約を締結した「デジタル複合機コピーチャージ業務（以下「コピーチャージ契約」という。）」に係る契約事務において、以下の事項が見受けられた。疑義が生じないよう適正に事務処理されたい。</p> <p>ア 当該二つの契約は、同一物件を対象としているが、賃貸借契約の仕様書において、保守を含んだ内容としているにもかかわらず、契約書からは保守を外し、別に契約を締結する内容（後段のイに記述のとおり、コピーチャージ契約に保守を盛り込んでいる。）となっていた。一般的に応札者は、仕様書に基づき見積額を積算するのであるから、契約書に保守を外す旨を記したとしても、当該賃貸借契約の額は保守に係る経費を含んでいるのではないかという疑義が生じるものとなっている。</p> <p>イ コピーチャージ契約に係る仕様書は、応札者が見積額を積算するには十分とはいえない内容であり、また、保守について一切明記されていないに</p>

もかかわらず、契約書は保守を含んだ内容となっていた。賃貸借契約及びコピーチャージ契約の双方において、仕様書と異なる内容の契約を締結しており、業務内容（保守）の重複がないか確認できない状態となっているため、適切な契約事務が行われているとは言い難い状況にあった。

[意見]

(1) 当課は公用車を7台保有しているが、使用実績を確認した限り、公用車を過剰に保有している状況にあると思料された。

平成30年度における6ヶ月分（偶数月）の使用実績を確認したところ、確認した6ヶ月のうち、同時に6台又は7台を使用した日は1日もなく、同時に5台を使用した日数でも12日（うち5日は午前のみ、7日は午後のみ）であり、ほとんどの日で3台以上の公用車が使用されずに待機しているという状況であった。

また、菊川総合支所の各課と菊川教育支所が保有している公用車（特殊な用途の車両を除く。）は、合計で16台あり、それぞれの課所で、全ての公用車が使用されることはあり得ないため、これらの課所全体では、相当の台数の公用車が日々使用されずに待機しているものと思料される。

については、当課の保有台数を削減することはもちろんであるが、調整主管課である地域政策課が中心となって、総合支所及び教育支所に必要な台数を精査するとともに、共用等の効率的な活用方法を検討し、全体として保有台数の削減につながるよう努められたい。

**教育委員会教育部 菊川教育支所**

[指摘事項]

(1) 1通の下関市菊川ふれあい会館使用許可書のなかに、欄によって異なる使用時間（「12時～17時」と「12時～18時」）が記載されているため、使用を許可した時間が不明確な事例があった。そのため、徴収した使用料の額（「12時～17時」として徴収）が正確かどうか不明確である。疑義が生じないように、チェックを強化し、適正に事務処理されたい。

[指摘事項]

(2) 講師の謝礼を支出する場合に、支出金額の算定根拠が不明確であった。同じ事業であるにもかかわらず、謝礼の額に講師間で差がある事例があるが、執行伺には謝礼の額について「7,000円×1人＝7,000円」のような記載がなく、また、算定シートなどの資料もないため、差が生じる理由が確認できない状況である。疑義が生じることがないように、算定根拠を明確にされたい。

[意見]

(1) 下関市菊川ふれあい会館を営利目的で使用する場合の「使用料の加算率」の設定が不合理ではないかと思料された。

同会館の使用料の算定では、下関市菊川ふれあい会館の設置等に関する条例の規定により、使用者が入場料等を徴収する場合や営利を目的として使用する場合には、入場料等の額に応じて算定される加算額が基本使用料に加算

されることになっている。加算される額を算定する割合（以下「加算率」という。）の区分を要約すると、次のとおりである。

- ア 非営利目的で使用、入場料等を徴収する 最大120%
- イ 営利目的で使用、入場料等を徴収する 最大120%
- ウ 営利目的で使用、入場料等を徴収しない 150%

このように設定されているため、営利目的で使用する場合に、少額の入場料等を徴収することによって、徴収しない場合よりも大幅に小さい加算率が適用されることになる。現に、ある団体が総会の会場として使用した場合に、営利目的での使用と認定されたが、100円を徴収することで加算率が最小の50%になっている事例があった。対して、別の団体が親睦会の会場として使用した場合に、入場料等を徴収しないために加算率が150%となった事例があり、入場料等を徴収することで加算率が低くなる現行の取扱いが公平か疑義がある。

また、本市の他の施設では、営利目的で使用する場合の加算率は、入場料等の徴収の有無や金額の多少に関係なく一律の割合が設定されており、下関市菊川ふれあい会館だけが徴収の有無や金額の多少により割合に段階を設けている。

加算率の設定が適当か検証のうえ、必要に応じて条例の見直しを検討されたい。

以上